

令和 5 年度特別養護老人ホーム等整備の再募集及び

特別養護老人ホームのショート転換整備の募集について

1 基本的な考え方

奈良県高齢者福祉計画及び第 8 期奈良県介護保険事業支援計画（R 3～R 5）（以下「8 期計画」という。）に基づき、以下の施設の創設及び増設並びに特別養護老人ホームに併設するショートステイから特別養護老人ホームへの転換を募集します。

2 募集対象

- (1) 特別養護老人ホーム（以下、「特養」という。）
- (2) 特養に併設するショートステイから特養への転換（以下、「ショート転換」という。）
- (3) 特定施設入居者生活介護（以下、「特定施設」という。）

3 募集床数

募集施設	募集床数 [床] ※ 1
(1) 特養※ 2	1 4 7
(2) ショート転換※ 3	
(3) 特定施設※ 3	

※ 1 募集床数は、県全圏域を 1 圏域とした総数

※ 2 特養の選定上限は 1 計画当たり 7 5 床とする。

※ 3 ショート転換及び特定施設の選定上限は募集床数から特養の選定数を差し引いた床数とし、ショート転換を優先するものとする。

4 利用可能な補助金（別途申請が必要）

【県単独補助】

（施設整備）

特養：2, 4 0 0 [千円/床]（※ 1）

ショート：1, 1 5 0 [千円/床]（※ 2）

※ 1 ユニット型個室に限り、補助対象とする。

※2 ユニット型特養の整備に合わせてユニット型併設ショートを整備する場合、15床以内に補助する。なお、補助対象外で15床を超える整備可。

○ 整備予定建築物の敷地が土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）及び浸水深1メートル以上の浸水想定区域等における新規整備について、やむを得ない事情（※3）がある場合を除き、原則補助の対象外とする。

※3 やむを得ない事情とは、日常生活圏域の大半が災害イエローゾーンである場合であって、当該地域の必要な介護等のサービスが不足している場合等

【地域医療介護総合確保基金を活用した補助】

（施設整備）

小規模（定員29名以下）の特定施設に限り4,880 [千円/床]（※4）

（開設準備）

特養、特定施設（※4）：914 [千円/床]

○ 整備予定建築物の敷地が土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）及び浸水深1メートル以上の浸水想定区域等における新規整備について、やむを得ない事情（※5）がある場合を除き、原則補助の対象外とする。

※4 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）

※5 やむを得ない事情とは、日常生活圏域の大半が災害イエローゾーンである場合であって、当該地域の必要な介護等のサービスが不足している場合等

5 提出書類

別紙1「提出書類一覧」のとおり

6 提出期限

・令和5年10月12日（木）17:00（郵送の場合は、当日必着のこと）

- ・特養整備等に係る補助金希望の確認のため、特養又は小規模な特定施設の整備計画がある場合は、9月26日（火）までに、その旨電子メール（新設又は増設、床数を記載）で連絡し、電話にて受信の確認をすること（最終、応募に至らなくなっても構いません）。

なお、本連絡により選定及び補助の実施を確約するものではありません。

7 募集施設の応募要件

応募にあたっては、以下の要件を全て満たすこと。

- ア 整備予定建築物の敷地が土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）でないこと。
- イ 整備予定建築物の敷地における実情（土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域である場合等）を加味した避難確保計画を作成し、既設施設は避難訓練を実施していること。また、安全上・避難上の対策が実施されていること。
- ウ 原則として令和7年4月1日までに開設する計画（ショート転換を除く。）、ショート転換は令和6年10月1日までに開設する計画であること。
- エ 整備予定地が都市計画法、農地法、文化財保護法等による利用制限がある場合は、その利用制限を解除する対応策を示し、制限解除が見込まれること。
- オ 整備予定建築物が設備基準を踏まえて適切に計画されており、各種法令の許認可等が得られる見込みであること。
- カ 施設整備費（改修費を含む。）及び運転資金等について適切な資金計画が策定されていること。
- キ 財源に借入金を予定している場合は、金融機関と協議がされ、その融資が確実に見込まれること。

8 募集施設毎の応募要件等

「7 募集施設の応募要件」に加え、募集施設毎に以下の要件等を満たすこと。

(1) 特養

- ア 1計画当たり75床以内の計画とすること。
- イ 地域密着型特養（入所定員が29人以下の特養）の整備でないこと。
- ウ 整備予定地に、抵当権や根抵当権の設定がされていないこと。（「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日老発第794号）における「第5 その他（1）」に基づき、所管行政庁の承認されているものあるいは福祉医療機構において同規定に基づく所管行政庁の承認と同等の審査を終了しているものは除く。なお、所管行政庁の承認されているもの

は所管行政庁の承認通知等を提出すること。)

- エ 社会福祉法人を新設する場合は、運転資金として、施設運営費の年間予算の2/12以上の金額を確保していること
- オ 個室の整備の計画であること。(夫婦用2人床は一定の条件を満たす場合に限る。)

(2) ショート転換

- ア 1計画当たり147床以内の計画とすること。ただし、特養の選定数により床数が変わる可能性があることに留意すること。(「3 募集床数」の※3を参照)
- イ ショート転換が、所在市町村の第8期介護保険事業計画に定める短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護のサービス見込み量と整合性があること。
- ウ ショート転換を計画するショートステイ床(以下「転換ショート床」という。)の利用者のショートステイの利用について、ショート転換後に支障が生じないこと。
- エ 地域密着型特養に併設するショートステイ床の転換でないこと。
- オ 転換ショート床は、平成30年3月31日以前に事業開始したものであること。なお、ショート転換時点で事業開始日から、10年を経過していないもののうち、補助金の交付を受けているものについては、補助金の返還が必要であることに留意すること。
- カ 転換ショート床が、ユニット型施設の場合、ユニット単位の転換であること。
- キ 転換ショート床は個室であること。(夫婦用2人床は一定の条件を満たす場合に限る)

(3) 特定施設

- ア 1計画当たり147床以内の計画とすること。ただし、特養の選定数により床数が変わる可能性があることに留意すること。(「3 募集床数」の※3を参照)
- イ 混合型特定施設入居者生活介護(入居者が要介護者、その配偶者、その他厚生労働省令で定める者に限られる「介護専用型特定施設入居者生活介護」以外のものをいう。)であること。
- ウ 施設の定員全体を指定するものとし、定員の一部を指定するものでないこと。

9 留意事項

- ア 市町村は、事業者から整備計画について十分に確認するとともに、事業者

- が納税していることを確認すること。
- イ 整備要望受付後、整備計画について市町村担当者からヒアリングする予定であること。(ヒアリング日程については、改めて連絡する。)
- ウ 整備要望について、同一種別で複数要望する場合は、様式 1 において、必ず市町村で各種別毎に順位付けを行うこと。順位付けを行わない場合は、整備計画を受理しない。
- エ 整備要望について、同一種別で複数要望する場合、整備要望の合計床数が当該募集床数以内であること。例えば、特養で 2 つの要望をする場合、順位 1 位の要望床数が 40 床なら、順位 2 位の要望床数は最大で 35 床(当該募集床数から順位 1 位の要望床数を差し引いたもの)となる。
- オ 整備要望受付後の書類の差し替え、削除及び追加については、選定審査の公平・公正を期する観点より、別紙 2 の「整備要望の評価・選定について」の採点に影響する内容のもの(受付後に県が採点上、必要と判断し、指示したものを除く)は一切認めないので、十分に計画内容を精査のうえ提出すること。
- カ 提出された整備要望の内容について、虚偽記載又は重大な誤りが判明した場合は、選定後であっても、選定を取り消す場合があること。
- キ 選定後のスケジュールの目安については、資料 2 を参照のこと。
- ク 「整備」という意味には、既存施設を取得して活用すること及びショート転換に際し改修等を行うことも含まれる。(資金計画の策定の際には、既存施設の取得費も含めて適切に策定すること。但し、当該取得費は補助金対象外)
- ケ 既存施設を活用し増床する場合は、別紙 1 の「既存施設で増床」を参照すること。
- コ 応募のあった整備計画は、別紙 2 「整備要望の評価・選定について」に基づき評価する。ただし、募集床数は県全圏域を 1 圏域とした総数であることから、「奈良圏域」を含めて 8 期計画との調整を図ったうえで、県では「奈良圏域以外の 4 圏域」について最終的な選定を行う。(令和 6 年 3 月頃選定結果を市町村に通知予定)

10 圏域

圏域名	圏域内の市町村
奈良	奈良市
西和	大和郡山市、生駒市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、上牧町、王寺町、河合町
東和	天理市、桜井市、宇陀市、山添村、川西町、三宅町、田原本町、曾爾村、御杖村
中和	大和高田市、橿原市、御所市、香芝市、葛城市、高取町、明日香村、広陵町
南和	五條市、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村